（前のページより続き）
登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示（東北運輸局）
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（関東運輸局、九州同）
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示（富山労働局最低工賃公示一）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
金融商品取引業者の登録取消し処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金変更関係
会社その他

府令・省令

○内閣府　農林水産省　経済産業省令第一号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「であつて、主務大臣又は経済産業局長がした処分に係るものは主務大臣又はその指名する職員が、消費者庁長官がした処分に係るものは消費者庁長官又はその指名する職員」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第二項中「主務大臣又は消費者庁長官」を「議長」に改め、「又は異議申立人」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「主務大臣又は消費者庁長官」を「議長」に改め、同条第六項中「若しくは異議申立人」を削り、同条第七項中「若しくは異議申立人又はこれらの」を「又はその」に改め、「又は異議申立て」を削り、同条第八項中「若しくは異議申立人又はこれらの」を「又はその」に改め、「又は異議申立書」を削り、同条第九項中「若しくは異議申立人」を削る。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

省　令

○法務省令第十四号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十三条第一項の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

法務大臣　岩城　光英

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　刑務官は、次に掲げる者のうちから指定する。

一　刑事施設の長

二　刑事施設の職員（刑事施設の長を除く。）であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第四イ公安職俸給表㈠の適用を受ける法務事務官

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第二条第三号の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣　森山　裕

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　天然物質由来農薬利用技術（有効成分が化学的に合成されていない農薬として農林水産大臣が定めるものを利用する技術をいう。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―三―三六

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「及び局」を「、局等」に改め、同条中「四局」の下に「並びに参事官一人」を加える。

第八条の見出し中「審議官、」を「審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、」に改め、同条第一項中「それぞれ審議官一人を」の下に「、事務総局にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を」を加え、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同条中第五項を第六項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項第十五号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。